令和８年度　「就学援助制度」のお知らせ

令和９年度入学準備に必要な費用を援助します

「就学援助制度」とは、国公立の小中学校に在籍している児童・生徒の保護者で経済的にお困りの方に対し、学用品費や校外活動費などの援助を行う制度です。（収入などの要件有り）

※私立小学校へ進学される方は**対象外**となります。受給後に私立校への入学が判明した場合は返還が必要です。

小金井市では、学用品費のうち、新小学１年生対象の入学時学用品費（６４，３００円）の支給について、小学校入学前に申請を受け付け、令和９年３月に支給を行います。（認定の算定基準となる世帯総収入は令和７年中のものとします）

※申請期限までに、**就学先が未定**の方は、小学校入学後に令和９年度就学援助費受給申請書をご提出ください。認定となった場合は、同年７月以降に入学時学用品費を含む就学援助費を支給します。（ただし、認定の算定基準となる世帯総収入は令和８年中のものとします）

対象となる世帯

次の（１）～（４）**のすべてに該当する世帯のみ対象**です。



（１）令和９年４月に国公立小学校の小学１年生になるお子様がいる世帯
（２）裏面に記載する１～９の要件のいずれか１つに該当する世帯
（３）保護者が小金井市に在住し、住民登録があること（令和９年２月１日時点で判定）
（４）生活保護を受給していない世帯

※生活保護受給世帯については、今回の「入学時学用品費」は保護費と合わせて支給されますので申請は不要です。その他の就学援助費の受給については申請が必要となりますので、入学後に就学援助費の申請を忘れずに行ってください。

支給金額

６４，３００円（新小学１年生１人につき）

支給時期

令和９年３月中旬予定　※結果通知は令和９年２月下旬以降発送

申請期間・申請方法

【提出書類】（１）「令和８年度　就学援助費受給申請書」
（２）その他必要な書類（裏面でご確認ください）

【申請期間】**令和８年１１月２日（月曜日）～令和９年１月２９日（金曜日）午後５時必着**

【申請方法】学務課窓口（郵送可）・オンラインフォームにて申請のいずれか。
※オンラインフォームにて申請される場合は、右の二次元コードをご利用ください。

＜オンライン申請用二次元コード＞

【窓口・郵送での申請先】小金井市教育委員会 学務課
（〒184-8504 前原町３―４１―１５　小金井市役所第二庁舎７階）
平日８時３０分～１７時（土日祝日、年末年始休業日除く）
※就学時健康診断の会場及び学校では受付できませんのでご注意ください。

注意事項【必ずお読みください！】

（１）今回の受付は、新小学校１年生を対象とした入学時学用品費（６４，３００円）の申請のみです。その他の学用品費・校外活動費などの就学援助費や、在学中の兄姉についての就学援助費については、**令和９年４月以降に改めて申請をする必要があります。**

（２）**特別支援学校へ入学される方**…東京都の就学奨励事業（当制度と同様の援助事業）を申請している場合、当制度においては重複して受給することができないため**支給対象外**となります。就学奨励事業における援助内容、申請時期等については入学先の学校にお問い合わせください。